

歯界展望

DENTAL OUTLOOK

8

VOL.118 NO.2
AUGUST 2011



特別寄稿

侵襲性歯周炎の細菌学的背景および治療方針

菅野文雄・阿部晃子・服部 義

特別企画 1

歯列接触癖 (TCH) を知っていますか？

木野孔司・齋藤 博

特別企画 2

Practice-Based Researchへの誘い

Michael K. McGuire・宮本貴成・Martha E. Nunn・加藤大明・熊谷 崇

医歯薬出版株式会社
<http://www.ishiyaku.co.jp/>

資金を借りるときのポイントは？

・・・ 歯科医院と資金調達

設備だけでなく、歯科医院自体にも老朽化が目立つようになり、より良い診療サービスを目指して、機器・設備を含め医院の改装を検討しています。

一方で、改装資金をすべて自己資金で賄うことができないことから、融資を受けることを考えていますが、どのような点に注意しなければなりませんか。

まず、改装計画を策定し、その中で最適な資金調達先を決め、準備を進めることとなります。具体的には、資金調達先と条件やスケジュール等について相談・協議し、融資の承認後は金銭消費貸借契約等を締結することとなります。

なお、資金調達、特に借入れについては歯科医院の経営に影響してきますので、借入れ先の選定、融資交渉、契約書のチェックについては、専門家の支援を受けることも一案です。

1. 事業計画の策定

(1) 計画の策定

資金調達までの一般的な流れを図1に示します。

ここで何よりも重要となるのが、しっかりと計画を立てることです。その理由は、資金調達先の金融機関等の理解を得ることはもちろんですが、自身の歯科医院の経営を踏まえさまざまな角度からの検討が必要となり、その後の手続きにも大きく影響するからです。

具体的には、資金調達の目的、金額、スケジュール等の妥当性と実現性を十分に考慮し、計画を策定しなければなりません。

(2) 設備・機器のリース

設備・機器については、資金を借入れて購入する場合のほか、リースを利用することも考えられます。

リースについては、①設備・機器の導入当初に多額の資金を必要としないこと、②耐用年数に合わせてリース期間を設定することで、設備・機器の陳腐化を回避できること、③リース料を

経費として計上できることなどのメリットがあります。

一方、一般的に借入れの返済期間よりリース期間は短く、結果として月々の支払額が大きくなること、設備・機器が不要となった場合でも中途解約ができないこと、などのデメリットがあります。

2. 資金調達先

歯科医院の主な資金調達先と、そのポイントを以下に示します。

(1) 親族

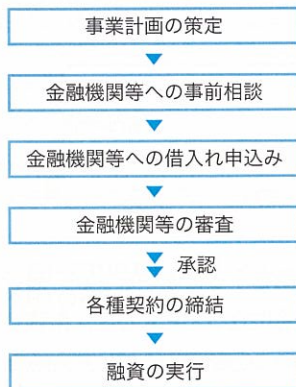
親族からの資金調達としては、「贈与」あるいは「借入れ」のいずれかを選択することとなります。

資金の贈与を受ける場合には、贈与税の負担を考慮しなければなりません。一方、借入れをする場合には、一般の金融機関から借入れをするのと同様に、契約書を整備し、実現可能な返済計画を立てるとともに、返済においても銀行振込等で証拠を残すべきです。親族からの借入れの場合、これらのことがルーズになってしまい、後日、税務当局から“借入れではなく贈与である”と認定されることも少なくありません。

(2) 公的融資機関・制度融資

いわゆる公的融資機関（日本政策金融公庫、福祉医療機構など）からの融

図1 借入れの流れ



資は、金利が固定で比較的低いというメリットがありますが、資金使途やスケジュールなどに制約を受けるケースがあります。

また、地方自治体や歯科医師会などの制度融資も金利等が有利に設定されていますので、あわせて検討すべきでしょう。

(3) 民間金融機関

民間の金融機関である銀行・信用金庫・信用組合からの借入れは、最もポピュラーなものといえます。実情に応じた柔軟な対応が期待できますが、一方で融資条件等については各金融機関によって異なりますし、その適否の判断は簡単ではありません。

3. 各種契約

借入れに際して締結される主な契約と、ポイントは次のとおりです。

(1) 金銭消費貸借契約

借入れを受ける場合、医療法人については法人が、個人開業については事業者である歯科医師が借主として資金の貸主と金銭消費貸借契約を締結します。実際には金銭消費貸借契約書を作成し、それに署名押印することになります(図2)。

金銭消費貸借契約は、内容を十分に吟味し、納得したうえで締結する必要があります。

図2 記載例：金銭消費貸借契約書

収入印紙
1号文書

金銭消費貸借契約書

貸主 田中一郎 (以下、「貸主」という。)、借主 田中二郎 (以下、「借主」という。)、及び連帯保証人 田中花子 (以下、「連帯保証人」という。)) は、次のとおり金銭消費貸借契約を締結する。

第1条 (借入れ条件)
貸主は、借主に対し、次の約定で金銭を貸し渡し、借主は、これを借り受けた。
 (1) 貸付金額 (元金) 金●●●万円
 (2) 利息 年●●% (年365日日割計算)
 (3) 損害金 年●●●%
 (4) 返済方法 元金と利息の合算額を、平成○年○月から平成○年○月までの○○回にわたり、○○万円を毎月末日までに貸主指定の口座に振込送金する方法で支払う。

～略～

第*条 (連帯保証人)
連帯保証人は、本契約に基づく一切の債務について保証し、借主と連帯して履行の責めを負う。

～略～

本契約の成立を証するため、本書3通を作成し、貸主、借主及び連帯保証人は各自署名押印の上、各1通を保有する。

平成○年○月○日

(借主) 東京都新宿区西新宿○丁目△番□号
田中一郎 印

(貸主) 東京都新宿区中落合○丁目△番□号
田中二郎 印

(連帯保証人) 東京都新宿区中落合○丁目△番□号
田中花子 印

(2) 保証契約

保証契約とは、借主が返済不能となった場合に保証人が代わりに返済することを目的として、貸主と保証人との間で締結するものです。

実際には、保証会社が保証する場合と、親族等の第三者が保証する場合がありますが、いずれの場合も連帯保証となります。連帯保証は、基本的には借主と同等の重い責任を負いますので、引受け手の有無については事前に確認しておくべきです。なお、保証契約は、金銭消費貸借契約と一体として

締結されるケースが一般的です。

(3) 担保設定契約

担保設定契約とは、保証契約と同様に、万が一の返済不能に備え借主の信用を補うために不動産等を担保に設定するものです。

実際には、借主が所有する不動産に抵当権を設定するのが一般的ですが、最近は設備・機器等の動産や将来の診療報酬債権を担保とする場合もあります。担保設定契約に際して、担保の目的物が登記・登録可能なものである場合には登記・登録をすることになります。